

流域水循環計画の策定効果

国の水循環基本計画

- ・ 水循環に関する施策の目的、効果、課題等を様々な主体が理解、共有することによる**一体感の創出**
- ・ 流域における様々な主体が一体となり連携して推進する必要がある**課題への解決策の効率的な実施**
- ・ 流域のブランド力の向上による**地域の活性化**
 など、様々な効果が期待される。

本県の流域水循環計画

- ・ 山間地域、農村地域、都市地域で**個別に実施している施策を流域全体で共有**し、流域が抱える課題に対し**連携して取組む**
- ・ 人の生活に潤いを与え、産業や文化の発展に重要な役割を果たしてきた**健全な水循環を維持、保全することによる経済活性化、地域振興**

本県の計画の構成(案)

1 現状と課題

- ・ 県全域や各流域における現状と課題を記載する

2 理念や将来目指すべき姿

- ・ 流域ごとの理念に基づき、将来目指すべき姿を定める

3 健全な水循環の維持又は回復に関する目標

- ・ 条例第9条から第14条までの各施策に基づき、水循環の維持・回復に関する地域の目標を立案し記載する

4 目標を達成するために実施する施策

- ・ 上記目標を達成するため、現在実施中又は今後実施すべき施策を記載する

5 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

- ・ 水循環の健全性を指標を使って定量的、定性的に評価する
- ・ 計画の進捗状況を指標を使って評価し、水循環に関する取組の向上を図る

1 現状と課題

- ・ 県全域や各流域における現状と課題を記載する

○現状と課題の例

現状	課題
河川から排出された流草木による漁業被害増加	流沈木等除去事業等の活用による水産資源の保護
森林の荒廃による水源涵養機能の低下	治山事業等による水源涵養機能発揮
	森林の大切さや森づくり等に対する県民理解の促進
降雨量の減少	取水制限等の水利調整

【付属資料1】 参照

2 理念や将来目指すべき姿

3 健全な水循環の維持又は回復に関する目標

- ・ 流域ごとの理念に基づき、将来目指すべき姿を定める
※ 条例第3条の基本理念に基づいて定める
- ・ 健全な水循環の維持・回復に関する具体的目標を定める

○本県条例第3条の基本理念

健全な水循環の保全は…

- ① 県民が、良好な飲料水等を確保でき、その他水循環のもたらす恵みを持続的に享受できるよう適切に行う
- ② 流域の豊かな自然環境が県民生活に潤いを与え、産業、文化の発展に重要な役割を果たしていることを踏まえ、将来にわたり持続的に行う
- ③ 水循環への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築するため、県、事業者、土地所有者及び県民の適切な役割分担により持続的に行う
- ④ 科学的知見の下に、健全な水循環を保全する予防的な取組方法により対応する

4 目標を達成するために実施する施策

○健全な水循環の保全に関する基本的施策（条例第9条～第14条）

流域における基本的な施策 (第9条)	流域の適正な水量、水質の確保、流域全体の自然環境の保全及び再生
	流域における多様な地域社会の構築、文化の振興・保全
山間地域における基本的な施策 (第10条)	水源の保全上重要な水環境の保全
	水源の涵養及び河川等への水・土砂流出防止
	水源の水質汚濁及び土壌汚染防止、浄化機能向上
農村地域における基本的な施策 (第11条)	水を有効に活用した農業水利の体系構築
	涵養機能の活用による安定した地下水位の維持
	貯留機能の活用による雨水の集中的流出の抑制
	農業排水路等における排水の水質浄化機能の向上
都市地域における基本的な施策 (第12条)	河川に流入する地下水の量の割合の増加
	多様な生物が生息できる潤いのある水環境の保全
	水循環への負担軽減
水利用の合理化 (第13条)	上水・工水・農水等の利用合理化の推進
理解の増進及び活動の促進 (第14条)	県民の理解の増進、事業者・県民の活動の促進

5 健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標

流域における基本的な施策 (第9条)	緊急性	降水量、取水制限日数、地下水賦存量、浸水戸数、アカウミガメ産卵数、漁獲量等
	進捗状況	地下水位の観測箇所数、リバーフレンド参加人数等
山間地域における基本的な施策 (第10条)	緊急性	ダム水質測定データ、土砂災害危険箇所整備箇所数等
	進捗状況	森林整備面積、間伐の推進、土砂災害危険箇所整備箇所数等
農村地域における基本的な施策 (第11条)	緊急性	農業振興地域農用地区域内の農地面積
	進捗状況	基幹的農業水利施設の更新整備数、豪雨対策実施地区数等
都市地域における基本的な施策 (第12条)	緊急性	水質測定データ、汚水処理人口普及率等
	進捗状況	水質測定データ、汚水処理人口普及率等、水濁法特定事業場への立入検査回数等
水利用の合理化 (第13条)	緊急性	静岡県の水需要(農水/工水/生活用水)等
	進捗状況	水道施設耐震化等
理解の増進及び活動の促進 (第14条)	進捗状況	水の出前授業実施回数、森づくり県民大作戦参加者数等